

令和8年 第1回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和8年1月29日（木）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎 本館3階大会議室

3. 出席委員 9名

会 長	4 番	秋 吉 一 郎
委 員	1 番	久 保 光 輝
	2 番	衛 藤 将 明
	5 番	江 藤 国 子
	6 番	佐 藤 政 也
	7 番	松 田 浩 二
	8 番	佐 藤 誠 一 郎
	9 番	高 田 英
	11 番	竹 林 論 一

4. 欠席委員

	3 番	縣 浩 一 郎
	10 番	大 津 雄 司

5. 議事参与が制限された委員 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

②農地法第3条許可の取消報告について

③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

④農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑤非農地証明の発行について

⑥農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）

⑦その他

(4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 藤川恭司、局長補佐 生野敏博、主査 興梶太希、行政専門員 長松喜久一

(事務局)

次第に沿いそ沿いまして進行をさせていただきます。

次第の1番目、出席確認及び行事報告です。

定数11名に対しまして、9名の農業委員さんの出席をいただいております、総会は成立していますので、只今より令和8年第1回由布市農業委員会総会を開会いたします。

事務連絡ですが、椅子の上にトートバックがありまして、その中には新聞と農業者年金関係のチラシ類が入っております。後で説明をしますが、皆さんにお持ち帰りいただきたいと思っております。返却もしなくて結構ですので、お持ち帰りください。また、令和8年を迎えまして、第1回目ということで、皆様方には、意向調査などご苦勞をおかけしておりますが、何卒今年また1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。では会長の方からご挨拶申し上げます。

2. 会長あいさつ

3. 議事

(議長)

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。

会議は本日1日間と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・・・・・・・

異議なしと認めます。

従って、会議は本日1日間と決定しました。次に会議録署名委員の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号2番、衛藤委員をお願いします。

続きまして採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から6までのすべての件は会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・・・・・・・

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会会議規則第12条により、議事参与制限を受ける委員は退席をすることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について2件ございます。議案説明を事務局をお願いします。

日程1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について 【事務局朗読説明】

(議長)

議案1から2号について報告ということでご了承いただきたいと思っております。

日程第 2、農地法第 3 条許可の取消の報告について 1 件ほどあります。
議案説明を事務局お願いします。

日程 2 農地法第 3 条許可の取消の報告について
【事務局朗読説明】

(議長)
議案 3 号につきましては報告ということで了承いただきたいと思います。
日程第 3、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について 11 件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

日程 3 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
【事務局朗読説明】

(議長)
議案 4 号について説明を担当の議席番号 9 番、高田委員、よろしくお願いします。

(高田英委員)
議案 3 号で、取り消しの報告がありました。そこに書かれている渡人は、先ほどの 3 号議案の譲渡人の、長男であります。最初に許可を取って登記する間に亡くなったので、相続登記してその農地を取得したのですが、耕作できないということで、3 号議案と同じように、お父さんの弟に譲り渡すというものでございます。前と同じで野菜を作るということです。場所については湯布院中学校周辺でございまして、よろしくお願いたします。

(議長)
質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・
挙手多数により承認します。
第 5 号について説明を担当の議席番号 8 番、佐藤委員よろしくお願いします。

(佐藤誠一郎委員)
申請地は庄内町の庄内原で、国道 210 号線を庁舎から湯布院方面に向かい、庄内建設の先にある橋の下にある農地でございまして。申請地は譲渡人が離農のため管理できないということから、隣接地を所有する譲受人と売買がまとまったものでございまして。譲受人は自営業の方でございまして、トラクター、草刈り機を所有しており、田植え機、コンバイン、乾燥機を借りて、自家消費用の米を栽培する予定です。問題ない案件と思います。審議のほどよろしくお願いたします。

(議長)
質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・
挙手多数により承認します。
議案 6 号について説明を事務局お願いします。

(事務局)

議案 6 号についてです。まだ見えられてないので回答書通りに説明したいと思
います。現地調査をした時に、現況は果樹園として管理されております。
受人も営農されており、今後も農地管理可能となっており、現状維持できると思
いますので問題ないと思えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 7 号について説明を担当の議席番号 8 番、佐藤委員よろしくお願
いします。

(佐藤誠一郎委員)

申請地は庄内町庄内原で、JR 庄内駅から郵便局の先を左折したところにある農地
でございます。申請地は譲渡人が高齢になり、管理が難しくなったことから、今回、
贈与の話がまとまったことからの申請でございます。
譲受人の実家は庄内原で、これまで農業の経験もあり、野菜を栽培する計画です。
トラクターは 2 台所有しており、特に問題ないというのがあります。
審議のほどよろしくお願
いいたします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 8 号について説明を、担当の議席番号 8 番、佐藤委員よろしくお願
いします。

(佐藤誠一郎委員)

申請地は国道 210 号線、庁舎から湯布院方面に向かい、庄内建設手前の下の橋下
にある農地でございます。申請地は譲受人が規模を拡大するものでござ
います。
現在、果樹園として利用されており、今後も同様の利用予定です。
譲受人は、農業経験は 30 年あり問題ないというふうに考えております。審議のほど
よろしくお願
いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 9 号について説明を担当の議席番号 1 番、久保委員よろしくお願
いします。

(久保光輝委員)

議案番号9番です。

場所は挾間町谷底鶴になります。東部公民館から裏手北側に3、400メートルほど下ったところにあります。渡人は親族から、相続したもので実際自分が耕作できないので、この田んぼの近くに住んでいる受人に話が行き贈与することで話がまとまりました。受人自体1ヘクタールほど畑をすでに耕作されており、トラクター、コンバインと機械がそろっておりますので、増えても耕作できると考えました。審議のほどよろしくをお願いします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案10号と11号について私のほうから説明します。10号と11号の渡人と受人は親子です。場所は湯平の畑地区から、庄内の農免道路に湊大橋という大きな橋があるんですけど、その付近です。今回10号議案の受人については挾間の方です。現地行ってみたんですけど、道を挟んで上と下で造成しており、整備しております。その中で、畑については、渡人の土地48平米です。その部分は贈与という形で今回申請しております。

次に11議案になります。整備して1枚になっていきますので、その中に、阿部さんの土地が入っているんです。それを今回、売買で、お互いに論議をしておりますし、耕作もしておりますので、問題ないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

それでは議案10号について質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

続きまして議案11号について質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案12号について説明を事務局お願いします。

(事務局)

議案12です。申請地はイオン挾間を大分方面に進み、コスモスの反対側、下市方面に400メートルほど下った場所になります。

今回渡人が離農することにより、近くで耕作している譲受人に相談があり、売買という形で今回の申請となっております。申請地はしっかりと管理された状態であり、今後は野菜や果樹類を育てるということで、特に問題はないと思います。

ご審議をよろしくお願いたします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 13 号について私の方から説明いたします。

当議案 13 号についてですね、場所は先ほどの場所と隣り合わせです。

今回、渡人家族が宇佐市の方に家を移転するというので、今回田んぼを誰か耕作できないかということで話しがあった様です。

受人が現在小作で作っていたようですので、それをそのまま売買ということで、今回の申請があったようです。受人は耕作しておりますので、農業に対して問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。

質疑を受けます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数で承認します。

議案 14 号について、9 番、高田委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。説明を 5 番、江藤委員をお願いします。

(高田英委員退席)

(江藤国子委員)

14 番について説明させていただきます。場所は湯布院駅裏の農地になります。

譲受人ですが、住所が福岡になっていますが、日頃は湯布院町内に住んでいらっしゃるって、ライスセンターとか大きな機械は持っているの、特に問題ないかと思えます。以上です。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

(高田英委員自席)

審議結果報告いたします。議案第 14 号は審議の結果承認されました。

続いて日程第 4、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、3 件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

日程 4 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
【事務局朗読説明】

(事務局)

ご説明いたします。本日お配りした別冊資料をご覧くださいながらご説明します。2ページをお開きください。場所ですけど、庄内庁舎から挟間の方に向かっていきますと大龍交差点の左手側にローソンがあるかと思います。こちらが申請地となっております。3ページご覧ください。この3ページの2066-1にローソンの敷地として建っているのですが、北側裏手側の方に若干農地がございます。こちらの方を使って、店舗を後ろの方に下げて、駐車場を広くとるといったような計画になっております。現地の写真は4ページになります。次ページから配置図や、平面図、立面図等を添付しております。転用に伴って市の建設課と水路関係の協議等もあったんですけど、問題なく協議を進めておられるようなので、運用に関しては特段問題ない案件かなと思っております。排水に関しても水路組合等の許可も取れております。以上ご審議よろしく願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案16号について説明を議席番号7番、松田委員よろしく願いします。

(松田浩二委員)

資料の9ページから13ページです。この物件の詳細を挙げております。申請地は、挟間町古野で医大から湯布院方面に行き、由布川小学校の前を過ぎて、しばらく行くと整骨院があるのですが、その隣の場所でございます。その写真がですね、12ページに上がっております。現状を見て分かると思うんですけど、ほぼ草刈もしてないような状況でございます。去年の、12月23日に、環境保全委員会審議会がありました。その時、委員さんと、現地協議を行いました。現状は、周囲がすべて宅地化されております。申請地の中に、水路が入っていたんですけど、この物件については、協議の中で、すべての同意をいただいているということで、6階建てのアパートを建てるというふうなことを聞いております。この件については、市も了承していますので、問題ないかと思っておりますので、審議のほどよろしく願いします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案17号については、9番高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。説明を5番、江藤委員よろしく願いします。

(高田英委員退席)

(江藤国子委員)

それでは議案番号 17 番、説明させていただきます。資料は 14 ページからになります。場所は湯布院町のドラッグストアコスモスの裏の方の中島公民館の東側のなかよし公園の隣にあります。譲渡人ですけど、一人は福岡市に住んでいて、もう一人は大分に住んでいますが、日頃から管理ができないってことで、近所の方が耕作していましたが、高齢になり、今後耕作できないってことから、購入されてる方を探していました。そしたら湯布院で会社をしている受人が従業員の駐車場を探しているってことで今回の話がまとまりました。農地との境目も土砂の流出を防ぐということをしており、特に駐車場としても整備されても問題ないと思います。以上です。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

(高田英委員自席)

高田委員に報告します。議案第 17 号について審議の結果は承認となりました。続いて日程第 5、非農地証明の発行について 1 件あります。議案説明を事務局お願いします。

日程 5 非農地証明の発行について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 18 号について、9 番高田委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。

(高田英委員退席)

質疑を受けます。

(江藤国子委員)

資料の方の 16 ページの 1146-1 は渡人他 1 名になってるんですけど、21 ページの方は 1146-1 は別人なんですけどこれはどういうことですか。

(事務局)

21 ページですね。表示の問題といたしますか、周辺で、ちょっと固まっているような形になりますので、表示がうまくいっていないってような形になりますね。この字図上ですね。由布市の管理しておる GIS っていう地図情報システムを抽出したのになりますので、拡大縮小の倍率とかを合わせればちゃんと出てきたかと思うんですけども、私の方の作成ミスといったところでうまく出てこなかったかなと思います。実際には、所有者さんは渡人というところで間違いはございません。平成 26 年時点で前の話になりますけど、平成 26 年時点では別人が 16 分の 13 持たれていた。そして 16 分の 3 が受人が持たれていたということで他 1 名に該当する部分が、令和 6 年の 12 月に、別人の部分が渡人の方に相続されているという形になり

ます。システムの更新の都合上で、まだ新しい情報に変わっていないというようなことが考えられるかなと思っております。申請に関しましては間違いございませんので、よろしくお願いいたします。

(議長)

その他、質疑を受けます。採決をいたします。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

(高田英委員自席)

高田委員へ報告します。議案 17 号については審議の結果、非農地証明発行を決定いたします。

日程第 6、農用地利用集積等促進計画について、4 件ほどあります。

議案説明を事務局お願いします。

日程 6 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 19 号から 22 号については一括して質疑を受けます。

質疑がある方は議案番号を述べるようにしてお願いいたします。

なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により議案 19 号から 22 号について承認します。

その他、何かありませんか。なければ終了します。

以上で会議規則第 7 条による議案審議は終了します。審議お疲れ様でした。

議事録署名委員
